

告 示

埼玉県告示第五百六十三号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年五月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 知事指定薬物

イ ニー（四―クロロ―ニ・五―ジメトキシフェニル）―N―（三・四・五―トリメトキシベンジル）エタンアミン（通称名三〇C―NBOMe）及びその塩類

ロ ニー（四―エチル―ニ・五―ジメトキシフェニル）―N―（ニ―メトキシベンジル）エタンアミン（通称名二五E―NBOMe）及びその塩類

ハ 三―「ニ―（ニ―メトキシベンジルアミノ）エチル」キナゾリン―ニ・四（一H・三H）―ジオン（通称名RH―三四）及びその塩類

二 効力発生の日

平成二十七年五月二十三日